

がけ地近接等危険住宅移転事業について

1 創設の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。平成 26 年 8 月には広島市で大雨による大規模な土砂災害が発生しました。

これを受け同年 10 月に土砂災害防止法が改正され、広島県は同法に基づく土砂災害のおそれのある区域の指定を加速化させており、江田島市における指定も進んでいます。

今後、市内の土砂災害特別警戒区域等が拡大することを踏まえ、新たな補助制度を創設します。

2 目的

災害を未然に防止するため、災害のおそれのある区域に建てられている住宅の移転費用（①除却等費用、②危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）資金を金融機関等から借り入れた場合の借入金利子相当額）を補助することで、市民の生命と財産を守ることを目的とします。

3 事業の概要

江田島市内にある住宅について、所有者が自ら行う災害危険区域等からの移転（市内転居に限る。）に要する費用の一部を補助します。

4 事業の要件

対象となる住宅の要件

次のいずれかの区域にある住宅で、区域に指定される前から建てられた住宅又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、県が是正勧告等を行った住宅

災害危険区域等

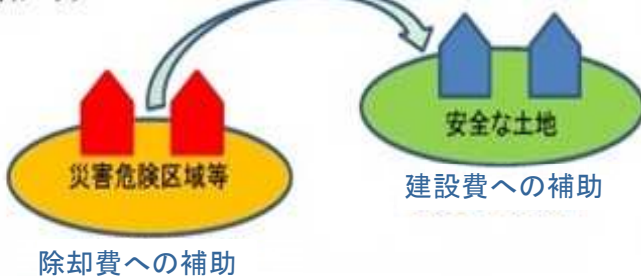
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第 3 条）

がけ条例建築制限区域（広島県建築基準法施行条例第 4 条の 2）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第 9 条）

<適用イメージ>

移転費等への補助



財源内訳

国費 1/2
県費 1/4
市費 1/4

① 除却等補助の上限
80万2千円

② 借入金利子補助の上限
(借入利率：年 8.5%を限度)

722万7千円(※)

- ・建物：457万円
- ・土地：206万円
- ・敷地造成：59万7千円

(※) 特殊土地地帯等にある危険住宅の場合。
江田島市は、全域が特殊土地地帯(花崗岩風化土)に指定されているため、同要件を適用。

